



三重県公報

令和2年3月23日(月)

第 90 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
11	国際交流活動を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則	(ダイバーシティ社会推進課)	2
12	三重県農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則	(担い手支援課)	3
13	三重県会計規則の一部を改正する規則	(出納局)	4
企業庁管理規程			
2	三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程	(企業庁)	6
病院事業庁管理規程			
4	三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程	(病院事業庁)	12
告 示			
162	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	17
163	家畜伝染病検査等の実施	(畜産課)	17
164	家畜伝染病予防法の規定による予防注射の実施	(同)	18
165	河川区域の変更及びその関係図面の縦覧	(河川課)	18
166	河川区域の変更により廃川敷地等が生じた旨及びその関係図面の縦覧	(同)	18
訓 令			
1	会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令	(人事課)	19
公 告			
	都市計画事業の事業計画の変更認可を受けた旨	(都市政策課)	21

規 則

国際交流活動を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年三月二十三日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第十一号

国際交流活動を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則

国際交流活動を行う外国青年の勤務条件等に関する規則（令和元年三重県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線部で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第一（第十条関係）			別表第一（第十条関係）		
区分	事由	期間	区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
在留資格 手続等	(略)	(略)	在留資格 手続等	(略)	(略)
夏季休暇	国際交流員が、夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	第三条第二項の任期中の六月から九月まで（第三条第二項の任期が六月から九月までの間に開始する場合には、当該任期の始期から九月まで及び当該任期の始期の翌年の六月から当該任期の終期まで）の期間内における、原則として連続する三日の範囲内の期間			
別表第二（第十条関係）			別表第二（第十条関係）		
区分	事由	期間	区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
子の看護	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する国際交流員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして総務部長の定めるその子の世話を行うことを行う。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	第三条第二項の任期中に五日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間	子の看護	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する国際交流員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして総務部長の定めるその子の世話を行うことを行う。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	第三条の任期中に五日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

短期介護	次に掲げる者（ハに掲げる者にあつては、国際交流員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、世話等を行う国際交流員が、当該介護、世話等を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	第三条第二項の任期中に五日（要介護者が二人以上の場合は、十日）の範囲内の期間
	イ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において配偶者の父母 ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ハ 国際交流員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び国際交流員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者	イ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において配偶者の父母 ロ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ハ 国際交流員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び国際交流員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者
(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第十二号

三重県農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

三重県農業大学校条例施行規則（昭和六十一年三重県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後						改正前						
別表（第2条関係） 養成科2年課程						別表（第2条関係） 養成科2年課程						
区分		科目		時間数	単位数	区分		科目		時間数	単位数	
共通科	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)		
	専門科	必須科	農業機械論		16	1	専門科	必須科	農業機械論		32	2
			スマート農業概論		16	1						

			(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)			(略)	(略)	(略)	
養成科1年課程						
区分		科目	時間数	単位数		
共通科目	専門科目	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		農業機械整備	(略)	(略)	(略)	(略)
		スマート農業概論	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)	(略)		

			(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)			(略)	(略)	(略)	
養成科1年課程						
区分		科目	時間数	単位数		
共通科目	専門科目	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	
		農業機械整備	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)		(略)	(略)	(略)		

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日に三重県農業大学校に在籍し、この規則の施行の日以後に引き続き三重県農業大学校に在籍する養成科二年課程の者の科目及びその時間数並びに単位数については、この規則による改正前の「農業機械論」の科目を履修した者は、この規則による改正後の「農業機械論」及び「スマート農業概論」の科目を履修したものとみなす。

三重県会計規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年三月二十三日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第十三号

三重県会計規則の一部を改正する規則

三重県会計規則（平成十八年三重県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（職員の賠償責任に係る職の指定）</p> <p>第九条 法第二百四十三条の二の二第一項に規定する規則で指定する職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 法第二百四十三条の二の二第一項第一号から第三号までに係るものについて、三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号）に規定する主査及びこれに相当する職以上の職にある者</p> <p>二 法第二百四十三条の二の二第一項第四号に係るものについて、監督又は検査の事務に直接従事する職員</p> <p>三 (略)</p> <p style="text-align: center;">（資金前渡）</p> <p>第四十三条 資金前渡のできる経費は、次に掲げるものとし、所属の長が指定する資金前渡受者に資金を前渡することができる。</p> <p>一～四 (略)</p>	<p style="text-align: center;">（職員の賠償責任に係る職の指定）</p> <p>第九条 法第二百四十三条の二第一項に規定する規則で指定する職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 法第二百四十三条の二第一項第一号から第三号までに係るものについて、三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号）に規定する主査及びこれに相当する職以上の職にある者</p> <p>二 法第二百四十三条の二第一項第四号に係るものについて、監督又は検査の事務に直接従事する職員</p> <p>三 (略)</p> <p style="text-align: center;">（資金前渡）</p> <p>第四十三条 資金前渡のできる経費は、次に掲げるものとし、所属の長が指定する資金前渡受者に資金を前渡することができる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 賃金</p>

<p>五〇二七七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(前金払)</p> <p>第五十一条 次に掲げる経費については、前金払をすることができる。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 前金払で支払をしなければならない手数料 その他これに類する経費</p> <p>十三〇十五 (略)</p> <p>(契約保証金)</p> <p>第七十五条 (略)</p> <p>2〇4 (略)</p> <p>5 契約締結権者は、契約の履行を確認したときは、直ちに契約保証金を返還しなければならない。ただし、契約の目的物が種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しない場合におけるその不適合についての特約があるときは、当該義務が終了するまでその全部又は一部を留保することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>別表第1 (第30条関係)</p> <p style="text-align: center;">支出負担行為整理区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>整理する時期</th> <th>整理できる額の範囲</th> <th>整理に必要な主な書類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>恩給及び退職年金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7~27 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (第133条関係)</p> <p style="text-align: center;">証拠書類の記載要件及び添付書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>記載要件</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 退職給与金及び遺族扶料</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4~12 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	整理する時期	整理できる額の範囲	整理に必要な主な書類	備考	6 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	恩給及び退職年金	(略)	(略)	(略)	(略)	7~27 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	区分	記載要件	添付書類	(略)	(略)	(略)	3 退職給与金及び遺族扶料	(略)	(略)	4~12 (略)	(略)	(略)	<p>六〇二七八 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(前金払)</p> <p>第五十一条 次に掲げる経費については、前金払をすることができる。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十二 法令等により前金払が定められた点検、検査又は試験に要する経費</p> <p>十三〇十五 (略)</p> <p>(契約保証金)</p> <p>第七十五条 (略)</p> <p>2〇4 (略)</p> <p>5 契約締結権者は、契約の履行を確認したときは、直ちに契約保証金を返還しなければならない。ただし、瑕疵担保について特約があるときは、当該義務が終了するまでその全部又は一部を留保することができる。</p> <p>6 (略)</p> <p>別表第1 (第30条関係)</p> <p style="text-align: center;">支出負担行為整理区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>整理する時期</th> <th>整理できる額の範囲</th> <th>整理に必要な主な書類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>恩給及び退職年金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7 賃金</td> <td>支出決定のとき</td> <td>支出しようとする額</td> <td>請求書又は支出調書 賃金支払内訳書(日額・時間額)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8~28 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (第133条関係)</p> <p style="text-align: center;">証拠書類の記載要件及び添付書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>記載要件</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3 退職給与金及び遺族扶料</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 賃金</td> <td>日額、日数、時間、単価及び就労場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5~13 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	整理する時期	整理できる額の範囲	整理に必要な主な書類	備考	6 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	恩給及び退職年金	(略)	(略)	(略)	(略)	7 賃金	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書又は支出調書 賃金支払内訳書(日額・時間額)		8~28 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	区分	記載要件	添付書類	(略)	(略)	(略)	3 退職給与金及び遺族扶料	(略)	(略)	4 賃金	日額、日数、時間、単価及び就労場所		5~13 (略)	(略)	(略)
区分	整理する時期	整理できる額の範囲	整理に必要な主な書類	備考																																																																					
6 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																					
恩給及び退職年金	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																					
7~27 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																					
区分	記載要件	添付書類																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
3 退職給与金及び遺族扶料	(略)	(略)																																																																							
4~12 (略)	(略)	(略)																																																																							
区分	整理する時期	整理できる額の範囲	整理に必要な主な書類	備考																																																																					
6 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																					
恩給及び退職年金	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																					
7 賃金	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書又は支出調書 賃金支払内訳書(日額・時間額)																																																																						
8~28 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																					
区分	記載要件	添付書類																																																																							
(略)	(略)	(略)																																																																							
3 退職給与金及び遺族扶料	(略)	(略)																																																																							
4 賃金	日額、日数、時間、単価及び就労場所																																																																								
5~13 (略)	(略)	(略)																																																																							

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

企業庁管理規程

三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和二年三月二十三日

三重県企業庁長 山 神 秀 次

三重県企業庁管理規程第二号

三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁会計規程（平成十九年三重県企業庁管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の賠償責任に係る職の指定)</p> <p>第十条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の二第一項の管理規程で指定する職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 地方自治法第二百四十三条の二の二第一項第一号から第三号までに係るものについて、組織規程に規定する主査及びこれに相当する職以上の職にある者</p> <p>二 地方自治法第二百四十三条の二の二第一項第四号に係るものについて、監督又は検査の事務に直接従事する職員</p> <p>三 (略)</p>	<p>(職員の賠償責任に係る職の指定)</p> <p>第十条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の管理規程で指定する職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 地方自治法第二百四十三条の二第一項第一号から第三号までに係るものについて、組織規程に規定する主査及びこれに相当する職以上の職にある者</p> <p>二 地方自治法第二百四十三条の二第一項第四号に係るものについて、監督又は検査の事務に直接従事する職員</p> <p>三 (略)</p>
<p>(資金前渡)</p> <p>第五十三条 資金前渡のできる経費は、次に掲げるものとし、課長又は所長が指定する資金前渡受者に資金を前渡することができる。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四〜二十一 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(資金前渡)</p> <p>第五十三条 資金前渡のできる経費は、次に掲げるものとし、課長又は所長が指定する資金前渡受者に資金を前渡することができる。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 賃金</p> <p>五〜二十二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(前金払)</p> <p>第六十一条 次に掲げる経費については、前金払をすることができる。</p> <p>一〜十 (略)</p> <p>十一 前金払で支払をしなければならない手数料その他これに類する経費</p> <p>十二〜十四 (略)</p> <p>(予算の配当及び執行計画)</p>	<p>(前金払)</p> <p>第六十一条 次に掲げる経費については、前金払をすることができる。</p> <p>一〜十 (略)</p> <p>十一 法令により定められた点検又は検査に要する経費</p> <p>十二〜十四 (略)</p> <p>(予算の配当及び執行計画)</p>
<p>第百四十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 庁長は、配当を予算執行計画書(第六十七号様式)により行うものとする。</p> <p>(支出予算の執行委任及び令達)</p>	<p>第百四十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 庁長は、配当を支出予算配当通知書(第六十八号様式)により行うものとする。</p> <p>(支出予算の執行委任及び令達)</p>
<p>第百四十二条 (略)</p> <p>2 課長は、配当された予算(前項の規定による執行委任のあつた予算を含む。)のうち、所におい</p>	<p>第百四十二条 (略)</p> <p>2 課長は、配当された予算(前項の規定による執行委任のあつた予算を含む。)のうち、所におい</p>

て執行する必要のあるものについては、予算執行計画書（第六十七号様式）により当該所の長に令達しなければならない。

（契約保証金）

第百六十六条（略）

2、4（略）

5 契約締結権者は、契約の履行を確認したときは、直ちに契約保証金を返還しなければならない。ただし、契約の目的物が種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しない場合におけるその不適合についての特約があるときは、当該義務が終了するまでその全部又は一部を留保することができる。

6（略）

別表第1（第19条、第101条関係）

勘定科目表

(1) 水道事業及び工業用水道事業

収益勘定（略）

費用勘定

款	項	目	節	備考
水道事業費用 (又は工業用水道事業費用)	営業費用	原水及び浄水費	(略)	(略)
			法定福利費	(略)
			報酬	臨時又は非常勤の顧問、会計年度任用職員等に支払う報酬
	(略)	(略)	(略)	(略)
		業務費	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

資産勘定（略）

(2) 電気事業

収益勘定（略）

て執行する必要のあるものについては、支出予算令達通知書（第六十九号様式）により当該所の長に令達しなければならない。

（契約保証金）

第百六十六条（略）

2、4（略）

5 契約締結権者は、契約の履行を確認したときは、直ちに契約保証金を返還しなければならない。ただし、瑕疵担保について特約があるときは、当該義務が終了するまでその全部又は一部を留保することができる。

6（略）

別表第1（第19条、第101条関係）

勘定科目表

(1) 水道事業及び工業用水道事業

収益勘定（略）

費用勘定

款	項	目	節	備考
水道事業費用 (又は工業用水道事業費用)	営業費用	原水及び浄水費	(略)	(略)
			法定福利費	(略)
			賃金	臨時職員及び人夫の賃金（事業主負担の健康保険料、労働者災害補償保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労働者災害補償費等を含む。）
	(略)	(略)	(略)	(略)
		業務費	報酬	臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に支払う報酬
	(略)	(略)	(略)	(略)

資産勘定（略）

(2) 電気事業

収益勘定（略）

費用勘定					費用勘定				
款	項	目	節	備考	款	項	目	節	備考
電気事業費用	営業費用	R D F 発電費	(略)	(略)	電気事業費用	営業費用	R D F 発電費	(略)	(略)
			報酬	臨時又は非常勤の顧問、会計年度任用職員等に支払う報酬				報酬	臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に支払う報酬
			賞与引当金繰入額	(略)				賞与引当金繰入額	(略)
			修繕費	(略) 「備用品費」、「委託料」、伐採補償等の「補償費」、「通信運搬費」、「旅費」及び「雑費」で修繕のためのもので並びに借入資産に関するものを含む。				賃金	「厚生費」、「修繕費」、「補償費」及び「固定資産除却費」に整理されるものは除く。
			補償費	(略) 「備用品費」、「通信運搬費」、「委託料」、「旅費」及び「雑費」で補償のためのもので並びに借入資産に関するものを含む。				修繕費	(略) 「賃金」、「備用品費」、「委託料」、伐採補償等の「補償費」、「通信運搬費」、「旅費」及び「雑費」で修繕のためのもので並びに借入資産に関するものを含む。
			厚生費	(略) 「備用品費」、「通信運搬費」、「委託料」、「旅費」及び「雑費」で福利厚生のためのもので含む。				補償費	(略) 「賃金」、「備用品費」、「通信運搬費」、「委託料」、「旅費」及び「雑費」で補償のためのもので並びに借入資産に関するものを含む。
			固定資産除却費	(略) 「備用品費」、「通信運搬費」、「委託料」、「旅費」及び「雑費」で固定資産除却のためのもので含む。				厚生費	(略) 「賃金」、「備用品費」、「通信運搬費」、「委託料」、「旅費」及び「雑費」で福利厚生のためのもので含む。
								固定資産除却費	(略) 「賃金」、「備用品費」、「通信運搬費」、「委託料」、「旅費」及び「雑費」で固定資産除却のためのもので含む。

	(略)	(略)	(略)	む。
特別損失	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	過年度損益修正損		(略)
		R D F 処理委託料清算金		R D F 処理委託料に係る清算金
	(略)			

資産勘定 (略)

(3) (略)

別表第 2 (第 39 条関係)

支出負担行為整理区分表

区分	整理する時期	整理できる額の範囲	整理に必要な主な書類	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
報酬	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第 6 (第 179 条関係)

証拠書類の記載要件及び添付書類

区分	記載要件	添付書類
(略)	(略)	(略)
3 退職給付金	(略)	(略)
4~11 (略)	(略)	(略)

	(略)	(略)	(略)	のものを含む。
特別損失	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	過年度損益修正損		(略)

資産勘定 (略)

(3) (略)

別表第 2 (第 39 条関係)

支出負担行為整理区分表

区分	整理する時期	整理できる額の範囲	整理に必要な主な書類	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
報酬	(略)	(略)	(略)	
賃金	支出決定の時期	支出しようとする額	請求書又は支出調書 賃金支払内訳書(日額・時間額)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第 6 (第 179 条関係)

証拠書類の記載要件及び添付書類

区分	記載要件	添付書類
(略)	(略)	(略)
3 退職給付金	(略)	(略)
4 賃金	日額、日数、時間、単価及び就労場所	
5~12 (略)	(略)	(略)

第六十七号様式から第六十九号様式までを次のように改める。

第 67 号様式（第 141 条、第 142 条関係）

年 月 日

予 算 執 行 計 画 書

年 度

事業会計

（単位：円）

科 目	議 決 予 算 額 (A)	流 用 及 び 予 備 費 充 当 額 (B)		予 算 現 額 (C)=(A)+(B)	前 回 ま で の 累 計 額 (D)	今 回 執 行 計 画 額 (E)			執 行 計 画 累 計 (F)=(D)+(E)	差 引 残 額 (G)=(C)-(F)	備 考
		増	減			課	課	計			

(規格A4縦)

備考 第 141 条第 4 項の規定により配当の通知を行う場合には、「執行計画書」とあるのは「配当通知書」、
「執行計画」とあるのは「配当」と読み替えるものとする。
第 142 条第 2 項の規定により令達の通知を行う場合には、「執行計画書」とあるのは「令達通知書」、
「執行計画」とあるのは「令達」と読み替えるものとする。

第 68 号様式及び第 69 号様式 削除

附 則

- 1 この管理規程は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この管理規程による改正前の三重県企業庁会計規程に規定する様式により作成した用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和二年三月二十三日

三重県病院事業庁長 加藤和浩

三重県病院事業庁管理規程第四号

三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁会計規程（平成十九年三重県病院事業庁管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（職員の賠償責任に係る職の指定）</p> <p>第十条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>第二百四十三条</u>の二の二第一項の管理規程で指定する職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 地方自治法<u>第二百四十三条</u>の二の二第一項第一号から第三号までに係るものについて、組織規程に規定する主査及びこれに相当する職以上の職にある者</p> <p>二 地方自治法<u>第二百四十三条</u>の二の二第一項第四号に係るものについて、監督又は検査の事務に直接従事する職員</p> <p>三 （略）</p> <p style="text-align: center;">（資金前渡）</p> <p>第四十九条 資金前渡のできる経費は、次に掲げるものとし、所属長が指定する資金前渡受者にその資金を前渡することができる。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四〜二十一 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（前金払）</p> <p>第五十七条 次に掲げる経費については、前金払をすることができる。</p> <p>一〜十 （略）</p> <p>十一 前金払で支払をしなければならない手数料その他これに類する経費</p> <p>十二〜十四 （略）</p> <p style="text-align: center;">（購入）</p> <p>第一百七条 所属長は、固定資産（別表第二の資産の項に規定する固定資産をいう。以下同じ。）を購入しようとする場合には、あらかじめ次に掲げる</p>	<p style="text-align: center;">（職員の賠償責任に係る職の指定）</p> <p>第十条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>第二百四十三条</u>の二第一項の管理規程で指定する職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 地方自治法<u>第二百四十三条</u>の二第一項第一号から第三号までに係るものについて、組織規程に規定する主査及びこれに相当する職以上の職にある者</p> <p>二 地方自治法<u>第二百四十三条</u>の二第一項第四号に係るものについて、監督又は検査の事務に直接従事する職員</p> <p>三 （略）</p> <p style="text-align: center;">（資金前渡）</p> <p>第四十九条 資金前渡のできる経費は、次に掲げるものとし、所属長が指定する資金前渡受者にその資金を前渡することができる。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 賃金</p> <p>五〜二十二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（前金払）</p> <p>第五十七条 次に掲げる経費については、前金払をすることができる。</p> <p>一〜十 （略）</p> <p>十一 法令により定められた点検又は検査に要する経費</p> <p>十二〜十四 （略）</p> <p style="text-align: center;">（購入）</p> <p>第一百七条 所属長は、固定資産（別表第一の資産の項に規定する固定資産をいう。以下同じ。）を購入しようとする場合には、あらかじめ次に掲げる</p>

事項を事業庁長に届け出なければならない。ただし、予定価格が少額であるなど重要性の低い固定資産にあつては、この限りではない。

一〇六 (略)

2 (略)

(契約保証金)

第百三十五条 (略)

2〇4 (略)

5 契約締結権者は、契約の履行を確認したときは、直ちに契約保証金を返還しなければならない。ただし、契約の目的物が種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しない場合におけるその不適合について特約があるときは、当該義務が終了するまでその全部又は一部を留保することができる。

6 (略)

別表第1 (第15条関係)

証拠書類の記載要件及び添付書類

区分	記載要件	添付書類
(略)	(略)	(略)
3 退職給付金 (退職給付引当金取崩分を含む。)	(略)	(略)
4~12 (略)	(略)	(略)

別表第2 (第17条、第87条、第107条関係)

勘定科目表

収益勘定 (略)

費用勘定

款	項	目	節	備考
病院事業費用	医業費用	給与費	(略)	(略)
			(手当)	(略)
			(報酬)	臨時又は非常勤の顧問、参与、会計年度任用職員、嘱託員などに対する報酬を「給料」の職種区分にならって整理すること
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

資産勘定～所属別貸借対照表勘定 (略)

事項を事業庁長に届け出なければならない。ただし、予定価格が少額であるなど重要性の低い固定資産にあつては、この限りではない。

一〇六 (略)

2 (略)

(契約保証金)

第百三十五条 (略)

2〇4 (略)

5 契約締結権者は、契約の履行を確認したときは、直ちに契約保証金を返還しなければならない。ただし、瑕疵担保について特約があるときは、当該義務が終了するまでその全部又は一部を留保することができる。

6 (略)

別表第1 (第15条関係)

証拠書類の記載要件及び添付書類

区分	記載要件	添付書類
(略)	(略)	(略)
3 退職給付金 (退職給付引当金取崩分を含む。)	(略)	(略)
4 賃金	日額、日数、時間、単価及び就業場所	
5~13 (略)	(略)	(略)

別表第2 (第17条、第87条、第107条関係)

勘定科目表

収益勘定 (略)

費用勘定

款	項	目	節	備考
病院事業費用	医業費用	給与費	(略)	(略)
			(手当)	(略)
			(賃金)	臨時又は非常勤の職員の賃金を「給料」の職種別区分にならって整理すること
			(報酬)	臨時又は非常勤の顧問、参与、嘱託員などの役員に対する報酬を「給料」の職種区分にならって整理すること
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

資産勘定～所属別貸借対照表勘定 (略)

別表第 3 (第 36 条関係)

支出負担行為の整理区分表

区分	整理する時期	整理できる額の範囲	整理に必要な主な書類	備考
1 諸給 与に する もの	(略)	(略)	(略)	(略)
2~15	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第 3 (第 36 条関係)

支出負担行為の整理区分表

区分	整理する時期	整理できる額の範囲	整理に必要な主な書類	備考
1 諸給 与に する もの	(略)	(略)	(略)	(略)
2 賃金	支出決 定のと き。	支出しよ うとし る額	請求書又は 支出調書、 支払内訳書	(略)
3~16	(略)	(略)	(略)	

第五十号様式(その1)及び第五十号様式(その1)を次のように改める。

第 50 号様式（その 1）（第 45 条、第 47 条、第 69 条関係）

年度	銀行使用欄	支払指図書番号																								
支 払 指 図 書 兼 依 頼 書 三重県病院事業出納取扱金融機関 様 三重県病院事業企業出納員 印																										
依頼日： 年 月 日 支払日： 年 月 日																										
	出納機関 コード																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">支払方法</th> <th style="width: 30%;">件 数</th> <th style="width: 40%;">合計金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td> </td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table>			支払方法	件 数	合計金額			円			円			円			円			円			円	合計		円
支払方法	件 数	合計金額																								
		円																								
		円																								
		円																								
		円																								
		円																								
		円																								
合計		円																								
備考 収入戻出の場合は上部余白に「収入戻出」と表示すること。																										
(規格A4横)																										

第 50 号様式（その 2）（第 45 条、第 47 条、第 69 条関係）

年度	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 2px;">支払指図書番号</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table>	支払指図書番号																							
支払指図書番号																									
支 払 指 図 書 領 収 書 三重県病院事業企業出納員 宛て 三重県病院事業出納取扱金融機関																									
依頼日： 年 月 日 支払日： 年 月 日																									
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">出納機関 コード</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table>		出納機関 コード																							
出納機関 コード																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">支払方法</th> <th style="width: 30%;">件 数</th> <th style="width: 40%;">合計金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td> </td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table>		支払方法	件 数	合計金額			円			円			円			円			円			円	合計		円
支払方法	件 数	合計金額																							
		円																							
		円																							
		円																							
		円																							
		円																							
		円																							
合計		円																							
備考 収入戻出の場合は上部余白に「収入戻出」と表示すること。																									
(規格A4 横)																									

附 則

の管理規程を、令和11年四月1日から施行する。

告 示

三重県告示第 162 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 2 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	阪神調剤薬局 三重大前店	津市江戸橋 2 丁目 27 番		薬局	令和 2 年 2 月 1 日

三重県告示第 163 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく腐そ病検査、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査、ニューカッスル病検査、鶏マイコプラズマ病検査、高病原性鳥インフルエンザ検査、低病原性鳥インフルエンザ検査、牛ヨーネ病検査、牛ブルセラ病検査、牛結核病検査、伝達性海綿状脳症検査、アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病検査及び牛流行熱検査を次のとおり実施します。

令和 2 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 実施の目的

腐そ病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）、ニューカッスル病、鶏マイコプラズマ病、牛ヨーネ病、牛ブルセラ病、牛結核病及び伝達性海綿状脳症の発生予防並びに高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防のため

2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜等の種類及び範囲

(1) 実施する区域

三重県全域

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 腐そ病検査

みつばち

イ 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査及びニューカッスル病検査

鶏（種卵の産卵をしている鶏及びその目的で飼養している鶏）

ウ 鶏マイコプラズマ病検査

鶏（種卵の産卵をしている鶏及びその目的で飼養している鶏のうち家畜保健衛生所長が特に必要と認めた鶏）

エ 高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成 27 年 9 月 9 日農林水産大臣公表）第 3 の 1 (1) 及び第 3 の 2 (1) に基づき、家畜保健衛生所長が指示した家きん

オ 牛ヨーネ病検査

牛（生後 6 月以上の搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛、種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛及びこれらと同一施設内で飼養している牛のうち前回の検査日以降に県外から導入された牛並びに県内で生産された未検査牛及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している未検査肉用雌牛、令和元年度に初めて県内で検査を受けた牛、平成 27 年度に県内で検査を受けた牛並びに家畜保健衛生所長が特に必要と認めた牛）

カ 牛ブルセラ病検査及び牛結核病検査

牛（家畜保健衛生所長が特に必要と認めた牛）

キ 伝達性海綿状脳症検査

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）第 6 条第 1 項の規定による届出の対象となる牛であって、家畜保健衛生所長が指示する牛

ク アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病検査及び牛流行熱検査

牛（家畜保健衛生所長が特に必要と認めた未越冬牛）

3 実施の期日

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間において当該地域を所管する家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

(1) 腐そ病検査については、臨床検査及び細菌検査

(2) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査及び鶏マイコプラズマ病検査については、凝集反応検査

(3) ニューカッスル病検査については、赤血球凝集抑制反応検査

(4) 高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査については、血清抗体検査（酵素免疫測定法）及びその他必要な検査

(5) 牛ヨーネ病検査、牛ブルセラ病検査、牛結核病検査及び伝達性海綿状脳症については、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）別表第 1 に規定する検査方法

(6) アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、イバラキ病検査及び牛流行熱検査については、臨床検査及び中和試験

三重県告示第 164 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり豚熱の予防注射を実施するので、同条第 2 項において読み替えて準用する同法第 5 条第 2 項の規定により告示します。

令和 2 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 実施の目的

県内における豚熱の発生予防のため

2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 実施する区域

三重県全域

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼養されている豚及びいのしし（高度な隔離下又は監視下にある豚及びいのししとして知事が認めるもの並びに哺乳豚を除く。）

3 実施の期日

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

4 注射、薬浴又は投薬の別及びその方法

皮下又は筋肉内注射法

三重県告示第 165 号

河川区域の指定（昭和 50 年三重県告示第 713 号）により指定した一級河川櫛田川水系唐谷川について、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 4 項の規定により河川区域を変更しました。

なお、河川区域の変更に係る関係図面は、三重県県土整備部河川課及び三重県松阪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 23 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 166 号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 49 条の規定により、次のとおり公示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部河川課及び三重県松阪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和2年3月23日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 河川の名称
一級河川榎田川水系唐谷川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和2年3月23日
- 3 廃川敷地等の位置
松阪市飯高町森字小みぞ田 2284 番 2 地先
松阪市飯高町森字瀧ノ尻川原 2155 番 1 地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 1887.51 m²

訓 令

三重県訓令第 1 号

庁 中 一 般
地 域 機 関

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月23日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和元年三重県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、<u>他の条例、規則及び訓令に特別の定めがあるものを除くほか</u>、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用の職を占める職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用、勤務時間その他の勤務条件及び身分取扱いに関して必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">（勤務時間）</p> <p>第 4 条 会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1 日につき 7 時間 45 分を上限として、<u>当該会計年度任用職員</u>の任期を通じて 1 週間当たり 29 時間以内とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 所属長は、前 2 項の規定にかかわらず、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある<u>会計年度任用職員</u>については、総務部長に協議の上、勤務時間を別に定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">（宿日直勤務及び時間外勤務）</p> <p>第 7 条 （略）</p> <p>2 所属長は、公務のため臨時又は緊急の必要があ</p>	<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用の職を占める職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用、勤務時間その他の勤務条件及び身分取扱いに関して必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">（勤務時間）</p> <p>第 4 条 会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1 日につき 7 時間 45 分を上限として、<u>当該職員</u>の任期を通じて 1 週間当たり 29 時間以内とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 所属長は、前 2 項の規定にかかわらず、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員については、総務部長に協議の上、勤務時間を別に定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">（宿日直勤務及び時間外勤務）</p> <p>第 7 条 （略）</p> <p>2 所属長は、公務のため臨時又は緊急の必要があ</p>

る場合には、正規の勤務時間（第 4 条及び第 5 条で定める勤務時間をいう。）以外の時間において会計年度任用職員に前項に掲げる勤務以外の勤務（次項において「時間外勤務」という。）をすることを命じることができる。

3 時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年三重県条例第 1 号。以下「勤務時間条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

（育児又は介護の時間外制限等）

第 8 条 勤務時間条例第 9 条に定める育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限並びに勤務時間条例第 9 条の 2 に定める育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。

別表第 5（第 11 条関係）

区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)
妊産婦の休息・補食	(略)	(略)
夏季休暇	会計年度任用職員（総務部長が別に定める者に限る。）が、夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のためと認められる場合	一の年の 6 月から 9 月までの期間内における、総務部長が定める日を除いて原則として連続する 3 日の範囲内の期間

別表第 6（第 11 条関係）

区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)
子の看護	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（総務部長が別に定める者に限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして総務部長の定めるそ	一の年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）において 5 日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が

る場合には、正規の勤務時間（第 4 条及び第 5 条で定める勤務時間をいう。）以外の時間において会計年度任用職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命じることができる。

（育児又は介護の時間外制限等）

第 8 条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年三重県条例第 1 号。以下「勤務時間条例」という。）第 9 条に定める育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限並びに勤務時間条例第 9 条の 2 に定める育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。

別表第 5（第 11 条関係）

区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)
妊産婦の休息・補食	(略)	(略)

別表第 6（第 11 条関係）

区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)
子の看護	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして総務部長の定めるその子の世話を行うことをいう。）のため	一の年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）において 5 日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が

	の子の世話をを行うことをい う。) のため勤務しないこと が相当であると認められる場 合	同一でない会 計年度任用職 員にあって は、その者の 勤務時間を考 慮し、総務部 長が別に定め る時間) の範 囲内の期間		勤務しないことが相当である と認められる場合	同一でない会 計年度任用職 員にあって は、その者の 勤務時間を考 慮し、総務部 長が別に定め る時間) の範 囲内の期間
短期介護	次に掲げる者（ハに掲げる者 にあつては、会計年度任用職 員と同居しているものに限 る。）で負傷、疾病又は老齢 により2週間以上の期間にわ たり日常生活を営むのに支障 があるもの（以下「要介護 者」という。）の介護その他 の総務部長の定める世話を 行う会計年度任用職員（総務部 長が別に定める者に限る。） が、当該世話をを行うため勤 務しないことが相当であると認 められる場合 イ～ハ （略）	一の年度にお いて5日（要 介護者が2人 員と同居してい るものに限 る。）であつ ては、10日 （勤務日た り日常生活を 営むのに支 障があるもの （以下「要 介護者」と いう。）の 介護その他 の総務部長 の定める世 話を 行う会計年 度任用職員 （総務部長 が別に定め る者に限る 。）は、その 者の勤務時 間を考慮し 、総務部長 の定める時 間の範囲内 の期間	短期介護	次に掲げる者（ハに掲げる者 にあつては、会計年度任用職 員と同居しているものに限 る。）で負傷、疾病又は老齢 により2週間以上の期間にわ たり日常生活を営むのに支障 があるもの（以下「要介護 者」という。）の介護その他 の総務部長の定める世話を 行う会計年度任用職員が、当 該世話を 行うため勤 務しないこ とが相当で あると認め られる場合 イ～ハ （略）	一の年度にお いて5日（要 介護者が2人 員と同居してい るものに限 る。）であつ ては、10日 （勤務日た り日常生活を 営むのに支 障があるもの （以下「要 介護者」と いう。）の 介護その他 の総務部長 の定める世 話を 行う会計年 度任用職員 にあって は、その者の 勤務時間を 考慮し、総 務部長の 定める時 間の範囲内 の期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
私傷病	会計年度任用職員（総務部 長が別に定める者に限る。） が負傷又は疾病のため療養す る必要があり、その勤務しな いことがやむを得ないと認め られる場合（「生理日の就業 困難」、「妊娠疾病」及び 「公務上の傷病」に掲げる場 合を除く。）	一の年度にお いて総務部長 が別に定める 期間	私傷病	会計年度任用職員が負傷又は 疾病のため療養する必要があ り、その勤務しないことがや むを得ないと認められる場合 （「生理日の就業困難」、「 妊娠疾病」及び「公務上の傷 病」に掲げる場合を除く。）	一の年度にお いて総務部長 が別に定める 期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可を受けましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和2年3月23日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 都市計画事業の種類及び名称
上野都市計画道路事業
3・4・4号服部橋新都市線
- 2 施行者の名称
三重県
- 3 事務所の所在地
伊賀市四十九町 2802
伊賀建設事務所
- 4 事業地の所在
事業地を表示する図面において表示します。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
